

【事案 22-93】 失効取消請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定手続終了

<事案の概要>

保険契約が失効したのは、募集人が契約締結時の約束に反して連絡を怠ったためであるとして、失効の取消しを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 3 月、役員 4 名を被保険者として合計 7 件の医療保険およびがん保険に加入していたが、平成 21 年 9 月及び 10 月分の保険料が口座残高不足のため引き落としされず、また引落とし不能の通知も届かなかったため、保険料の支払いができず、全ての保険契約が失効してしまった。

しかし、下記の点から、失効は無効であり、未払込保険料を全額支払うので、失効した全契約を有効に回復してほしい。

- (1) 募集の際、申立人代表者が募集人に対し、申立人代表者の名刺裏面記載の申立人の電話番号を指差した上で、『何かあった場合は必ず電話を(申立人の)会社にくれるように』と言ったところ、募集人は「必ず電話します」と約束したにも関わらず、電話連絡がなかった。
- (2) 保険会社は届出住所に未収通知を 2 度送付したと言うが、届出住所は貸店舗としており会社の実態がないため、通知葉書は届いていない。

<保険会社の主張>

下記理由により、本件申立てには失効を取り消す理由がないので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人が「何かあった場合は必ず電話を会社にくれるように」との申し出を約束した事実が認められない。「何かあった場合は必ず電話を本社にくれるように」は、契約内容となっていない。
- (2) 失効の要件は、「ご契約のしおり」でも説明されており、電話での催告をすべき法的義務を基礎付ける事情は無く、当社としては、約款に従って適正な手続きをしている。
- (3) 本件保険契約の約款上、催告葉書の送付自体が失効の要件とされていないが、催告葉書の送付は、現在の通説・実務に則している。約款上、届出住所宛に発した通知は到達したものとみなすとされている。
- (4) 代理店からの催告葉書送付も行っており、そもそも「催告葉書が未着」との主張自体に疑義がある。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、募集に際し相手方会社との間で、通知先に関し約款と異なる合意をしたのであり、失効手続きに瑕疵があるので失効の効力を生じないとの主張と解し、申立人および相手方会社から提出された書面や事情聴取の内容にもとづき審理した

審理の結果、下記のとおり、本件契約の失効が効力を生じないとする法的根拠はなく、申立内容は認めることができないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条を適用して、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 保険契約は附合契約【注】であって、保険会社の義務内容は約款により規定されるが、本件保険約款は、契約者が保険料を支払わない場合(口座引落としができない場合も含む)に保険会社はその事実及び猶予期間内に支払わなければ失効することを契約者に通知すべき義務はない。保険会社からの通知の有無(電話による連絡も同様)にかかわらず、申立人が猶予期間内に保険料の支払いをしなかった以上、本件契約は失効する
- (2) もっとも、保険会社は契約者に対し、事実上、保険料の引き落としができなかった事実を通知しているが、これは法的義務に基づく行為ではないので、その懈怠があったとしても法的責任を負うものではない。加えて、一般に保険会社は、保険料の支払いがなされない場合には、当然に支払いがない旨、及び支払いがない場合には契約が失効する旨を文書で通知しており、本件においても、特別の事情がない限り、当該通知が契約者住所地宛に発せられたと推定できる。本件において、この通知が仮に申立人に到達していなかったとしても、それは専ら申立人の事情によるものであって、この状態を漫然放置しながら、到達しないことが相手方会社の責任であると主張することは相当ではない。
- (3) 代理店との間の「何かあったら実際上の事務所に電話をする」という合意があったかどうかについては、本件の各事情聴取によっても、当該合意が存在した事実を証明する証拠はない。しかし、仮に募集人が「何かあったら実際上の事務所に電話をする」という約束をしたとしても、それが本件保険契約の内容となることはない。保険契約は附合契約であり、特別の場合を除いて当事者の合意により約款を変更することはできないし、また、募集人は契約を締結する権限を有しない。更に、この程度の約束は、合意自体に法的効果を発生させることを内容とするものとは評価できない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことで、相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。